

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件、承認案件は内閣提出1件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願2種類72件は、いずれも保留となった。

[法律案の審査]

内閣提出8件中、参議院先議は次の2法律案と承認案件であった。

内航海運組合法の一部を改正する法律案は、内航船の近代化を図るため、内航海運業者が行う船舶建造資金の借入れについて、内航海運組合が債務保証を行うことができることとする等の改正を行おうとするものである。内航海運業者は船腹調整事業の実施に伴い副次的に発生したスクラップ権を担保等に船舶建造資金の融資を受けている実態にあるが、この船腹調整事業については内航海運業の活性化を図る観点から解消が図られることになっている。このため、船腹調整事業の解消を契機として、将来にわたって資金調達の円滑化を図っていく必要があるため提出されたものである。

委員会においては、船腹調整事業が解消された場合の影響、内航海運の環境整備推進に対する支援策、内航船員の高齢化と若年船員の安定的確保策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における船舶の信頼性の向上及び外国における日本船舶の建造の実態に対応するため、船舶検査証書及び海洋汚染防止証書の有効期間を現行の4年から5年に延長するとともに、外国において製造検査を受けることができるこことするほか、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Vの改正に伴い、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを船舶内に備え置き、又は掲示することを義務づける等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、船舶検査体制の在り方、老朽船の海難事故防止対策、入港時における外国船舶の監督強化策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は、千葉県野田市に野田自動車検査登録事務所を設置するに当たり、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

空港整備法の一部を改正する法律案は、共用飛行場における一般公衆の

利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存する都道府県がその費用の一部を負担するとともに、地方公共団体が管理する空港において当該地域のニーズに対応して滑走路を延長する工事等を施行することができることとし、国がその費用の一部を補助できるものとする等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、地方空港整備の現状認識、羽田空港における新規航空会社の参入確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案は、平成9年度予算編成時の整備新幹線の取扱いについての政府・与党合意を受けて、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用についての国及び地方公共団体の負担について定める等、所要の措置を講じようとするものである。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案は、国鉄清算事業団の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、平成9年度予算編成時の閣議決定で、国鉄長期債務の抜本的処理の本格的実施が平成10年度からとなったことを受けて、平成9年度は金利負担軽減のための緊急のいわば止血策として提案されるに至ったものである。その内容は、平成9年度における国鉄清算事業団の借入見込相当額に相当する額の有利子債務（約3兆円）を無利子化するとともに、一般会計から清算事業団に対して無利子で貸し付けている債務（平成9年度において約5.3兆円）の平成9年度における償還を猶予し、措置期間の延長等を行うものである。

両案については、まず本会議において一括して趣旨説明が行われ、整備新幹線の論議に関する積極的な情報開示、法の目的に地域振興を追加する理由、未着工区間の採算性及び将来にわたる財源確保、国鉄長期債務の増加についての政府の責任、国鉄長期債務の抜本処理の財源及び国民負担の問題、総合交通体系確立の重要性等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、まず、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案の審議が行われ、法律の目的に地域振興を加えた理由、整備新幹線の収支採算性見通し、並行在来線経営分離後の貨物輸送ネットワーク確保対策、地方公共団体によるJRの施設整備への寄付問題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、3項目の附帯決議を行った。

次に、日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案の審議に入り、委員会においては、参考人の意見を聴取するとともに、平成10年度から実施することとされている国鉄長期債務等の本格的処理方策の在り方、約28兆円に及ぶ国鉄長期債

務等の内容及び累積要因、JRが継承した鉄道事業の用に供しない土地の取扱い、事業団整理に向けての職員の雇用確保対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、3項目の附帯決議を行った。

運輸施設整備事業団法案は、平成7年2月の閣議決定等に基づき、特殊法人の整理合理化を推進するため、鉄道整備基金及び船舶整備公団を解散して運輸施設整備事業団を設立しようとするものである。

委員会においては、統合による行政の減量化・効率化の具体的な効果、運輸技術に関する基礎的研究業務の内容、JR3島会社の経営安定基金運用益の確保、既設新幹線譲渡収入の使途等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案は、我が国に来訪する外国人観光客数が低い水準にあり、また訪問地が東京・大阪に集中していることから外国人観光旅客の多様な地域への来訪促進が、我が国に対する理解と関心を深めることに不可欠となっている状況を踏まえ提出に至ったものである。その内容は、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の旅行費用の低廉化、外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものである。

委員会においては、国際観光が果たす役割の重要性の認識、外国人観光旅客の来訪促進地域の概要、外国人観光の宣伝及び受入体制の課題、地域限定通訳案内業免許の概要と問題点等の質疑が行われ、全会一致で可決された。

[国政調査等]

1月23日、ロシアのタンカーナホトカ号の海難・重油流出事故について古賀運輸大臣から報告を聴取した。また、同月30日、同事故の被害状況等の実情調査のため、衆参合同で石川・福井両県に議員派遣が行われ、委員会においてもその報告を2月18日に聴取し、同月20日質疑を行った。

2月18日、古賀運輸大臣から所信を、衛藤運輸政務次官から平成9年度運輸省関係予算について説明を聴取し、同月20日、運輸行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策について、不法滞在者の犯罪増加に対する対応策、整備新幹線の新財源スキームの考え方、三井三池鉱閉山による今後の三池港の在り方、幅運賃制導入による航空事業者の問題、運輸省関係の公共事業の見直し、都市高速鉄道の高架化、国鉄改革10年問題、神戸港の震災復旧状況等についての問題が取り上げられた。

また、ナホトカ号海難・流出油災害について、ナホトカ号の船尾部の引き上

げ方法、被災民の補償問題、国際油濁補償基金への政府の対応、ロシアとの補償交渉への対応、海上災害防止センターの業務の在り方、重油漂着による今後の生態系に及ぼす影響、諸外国での油濁事故処理の実情等が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度運輸省関係予算の審査を行い、公共事業の建設コスト縮減、海洋汚染における我が国の対応システム、交通機関における障害者の運賃・料金割引制度、港湾荷役事前協議制度、公共事業5箇年計画等長期計画の見直しの必要性、運輸省関係特殊法人の見直し問題等について質疑を行った。

また、3月11日、東京国際空港（羽田空港）の沖合展開事業、超大型浮体式海洋構造物（メガフロート）研究及び港湾技術の研究等の実情調査のため東京国際空港、港湾技術研究所及びメガフロート浮体モデルを視察した。

（2）委員会経過

○平成9年1月23日（木）（第1回）

- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。
- ナホトカ号海難・流出油災害について古賀運輸大臣から報告を聴いた。

○平成9年2月18日（火）（第2回）

- 運輸行政の基本施策に関する件について古賀運輸大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- ロシアのタンカーナホトカ号による重油流出事故の被害状況等について派遣議員から報告を聴いた。

○平成9年2月20日（木）（第3回）

- 運輸行政の基本施策に関する件及びナホトカ号海難・流出油災害に関する件について古賀運輸大臣、政府委員、法務省、警察庁、自治省及び水産庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日（金）（第4回）

- 内航海運組合法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第5回）

- 内航海運組合法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について古賀運輸大臣、政府委員、公正取引委員会及び運輸省当局に対し質疑を行い、

討論の後、可決した。

(閣法第42号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、無

反対会派 共産、新社

- 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第2号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社、無

反対会派 なし

- 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月25日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）について古賀運輸大臣、政府委員、外務省、環境庁、厚生省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第41号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社、無

反対会派 なし

○平成9年3月27日（木）（第7回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）

平成9年度特別会計予算（衆議院送付）

平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（運輸省所管）について古賀運輸大臣、政府委員、外務省、警察庁及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年5月8日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成9年5月15日（木）（第9回）

- 空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員及び防衛庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第3号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 新社

- 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成9年5月22日（木）（第10回）

- 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員、自治省及び国土庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第27号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無
反対会派 共産、自由、新社
なお、附帯決議を行った。

- 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることが決定した。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員、大蔵省、自治省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月29日（木）（第12回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について参考人早稲田大学商学部教授杉山雅洋君、交通評論家角本良平君及び株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長鈴木良男君から意見を聴き、各参考人、古賀運輸大臣、政府委員、大蔵省当局及び参考人日

本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第26号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無
反対会派 共産、自由、新社

なお、附帯決議を行った。

○運輸施設整備事業団法案（閣法第25号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月3日（火）（第13回）

○運輸施設整備事業団法案（閣法第25号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第25号) 賛成会派 自民、社民、民緑、無
反対会派 平成、共産、自由、新社

○外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月10日（火）（第14回）

○外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員、法務省、労働省及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第72号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社、無
反対会派 なし

○平成9年6月17日（火）（第15回）

- 請願第1510号外71件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨

空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、地域における空港整備に対する要請に的確に対応するため、共用飛行場における一般公衆の利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存する都道府県がその整備に要する費用の一部を負担することとともに、地方公共団体がその管理する空港においてより主体的に当該地域のニーズに対応して滑走路を延長する工事等を施行することができることとする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 共用飛行場（自衛隊の設置する飛行場で一般公衆の利用に供するもの）における工事費用の負担等

運輸大臣が共用飛行場において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその3分の2を、当該共用飛行場の存する都道府県がその3分の2をそれぞれ負担するものとする。

2 地方公共団体が管理する第2種空港及び第3種空港における工事費用の負担等の特例等

- (1) 地方公共団体は、当分の間、その管理する空港において、当該空港に係る輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事等を施行することができるものとする。
- (2) (1)の工事のうち空港の利用者の利便の向上又は地域経済の発展に特に資するものについて、国は、その工事に要する費用の100分の40以内を当該地方公共団体に対して補助することができるものとする。
- (3) 国は、当分の間、地方公共団体に対し、(2)の工事で「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金について、(2)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において施行期日「平成9年4月1日」を「公布の日」とする修正が行われている。

運輸施設整備事業団法案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、鉄道整備基金及び船舶整備公団を解散して運輸施設整備事業団を設立しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

運輸施設整備事業団（以下、「事業団」という。）は、鉄道事業者、海上

運送事業者等による運輸施設の整備を推進するための助成その他の支援を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 役員

事業団に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置くものとする。

3 業務の範囲

(1) 事業団は、次の業務を行うものとする。

- ① 新幹線鉄道の建設に関する事業を行う日本鉄道建設公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について交付金を交付する。
 - ② 新幹線鉄道の輸送力の増強を図るために必要な鉄道施設の大規模な改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行う。
 - ③ 主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設又は大規模な改良に関する事業を行う日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付ける。
 - ④ 海上運送事業者と費用を分担して、船舶を建造し、使用させ、及び譲渡する。
 - ⑤ 特定係留船活用事業を営む海上運送事業者と費用を分担して、余剰船舶等を当該特定係留船活用事業の用に供する係留船に改造し、使用させ、及び譲渡する。
 - ⑥ 海上運送事業者に対し、船舶の改造に必要な資金を貸し付ける。
 - ⑦ 海上運送事業者がする資金の借入れに係る債務について保証する。
 - ⑧ 運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及する。
- (2) 事業団は、(1)の業務のほか、次の業務を行うことができるものとする。
- ① 新幹線鉄道の建設に関する事業を行う日本鉄道建設公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、補助金を交付する。
 - ② 主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者又は日本鉄道建設公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付する。

③ 鉄道軌道整備法又は踏切道改良促進法の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付する。

4 業務実施方針

運輸大臣は、3の(1)の①から③までに掲げる事業団の業務について、業務実施方針を定め、これを事業団に指示するとともに、公表しなければならないものとする。

5 財務及び会計

事業団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は運輸施設整備事業団債券を発行することができるものとする。

6 監督

事業団は、運輸大臣が監督するものとし、運輸大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

7 附則

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、船舶整備公団法の廃止等についての規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 船舶整備公団及び鉄道整備基金の解散等

船舶整備公団及び鉄道整備基金は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継するものとする。また、その承継の際ににおける船舶整備公団及び鉄道整備基金に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）

【要 旨】

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、平成9年度において緊急に講ずべき措置として、事業団債券に係る債務の承継その他事業団の債務に係る負担の軽減を図るための特別措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、平成10年3月31において、事業団債券に係る債務のうち平成9年度の借入見込額に相当する3兆35億円を一般会計において承継することと

- し、同時に、事業団に対し同額の無利子資金を貸し付けたものとする。
- 2 1の無利子貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定めることとする。
 - 3 政府は、事業団に貸し付けている無利子貸付金の据置期間を1年以内の期間延長することができることとする。

【附 帯 決 議】

- 政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。
- 1 日本国有鉄道清算事業団の残存資産の有効売却等により、極力債務の圧縮に努めること。
 - 2 日本国有鉄道清算事業団の債務の抜本的処理方策を1日も早く策定し、可及的速やかに実施すること。
 - 3 日本国有鉄道清算事業団を可能な限り早期に整理することとし、職員の雇用の確保については政府が責任をもって措置すること。
- 右決議する。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要 旨】

本法律案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るため、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に要する費用についての国及び地方公共団体の負担について定める等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全国新幹線鉄道整備法の目的に、地域の振興に資することを加える。
- 2 日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に要する費用のうち、営業主体から支払を受ける貸付料その他の日本鉄道建設公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもって充当する部分を除いたものは、政令で定めるところにより、国及び都道府県が負担することとする。
- 3 運輸大臣は、建設主体が日本鉄道建設公団である場合において工事実施計画に関する認可をしようとするときは、あらかじめ、新幹線鉄道の建設に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聽かなければならないものとする。
- 4 国は、新幹線鉄道の建設に要する費用を負担する地方公共団体に対し、その財政運営に支障を生ずることのないよう、そのために要する財源について必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において施行期日「平成9年4月1日」を「公布の日」とする修正が行われている。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 鉄道、道路、空港、港湾などの交通ネットワークについての将来展望を踏まえ、これらを総合的に検討するとともに、効果的な整備に努めること。
 - 2 整備新幹線の新規着工区間に係る収支採算性の見通し等については、厳正に判断し、検討の経過も踏まえ適宜当委員会に報告すること。
 - 3 整備新幹線の建設に当たっては、建設事業コストの見直しと事業の効率的執行に努めることにより、極力総事業費を抑制すること。
- 右決議する。

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年における船舶の信頼性の向上及び外国における日本船舶の建造の実態に対応するため、船舶検査証書及び海洋汚染防止証書の有効期間を延長するとともに、外国において製造検査を受けることができることとする等所要の改正を行うほか、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Vの改正に伴い、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを船舶内に備え置き、又は掲示することを義務付けることとする等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶安全法の改正
 - (1) 外国において建造される日本船舶が、建造地において製造検査を受けることができることとする。
 - (2) 船舶検査証書の有効期間を5年（現行4年）に延長するとともに、一定の場合における有効期間の延長特例の上限を3月（現行5月）とする。
- 2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正
 - (1) 船舶所有者は、一定の船舶ごとに船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬこととする。
 - (2) 国際航海に従事する一定の船舶の船長は、船舶発生廃棄物記録簿を備え付け、当該物質の取扱いに関する作業について記録簿への記載を行わなければならないこととする。
 - (3) 一定の船舶の船舶所有者は、船舶発生廃棄物の排出に関し遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならないこととする。
 - (4) 海洋汚染防止証書の有効期間を5年（現行4年）に延長するとともに、

一定の事由がある船舶についての有効期間の延長特例の上限を3月（現行5月）とする。

- (5) 一定の海洋施設の管理者は、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを海洋施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬこととする。
- (6) 一定の海洋施設の管理者は、海洋施設発生廃棄物の排出に関し遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該海洋施設内にある者に見やすいうように掲示しなければならぬこととする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、製造検査に係る改正規定については公布の日から、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、海洋施設発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等に係る改正規定については平成9年7月1日から施行することとする。

内航海運組合法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年における物流の効率化等の要請に対応し、内航運送の用に供される船舶の近代化を図るため、資金調達能力が不十分な内航海運業者がする船舶の建造のため必要な資金の借入れについて内航海運組合が債務保証を行うことができることとする等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内航海運組合が行うことができる事業に、組合員がする内航運送の用に供される船舶の建造のため必要な資金の定款で定める金融機関からの借入れに係る債務の保証を追加することとする。
- 2 その他罰則に關し、罰金額の引上げ等を行うこととする。
- 3 この法律は、公布の日から施行することとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。

外国人観光旅客の來訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、外国人観光旅客の多様な地域への來訪を促進するための各般の施策を総合的に講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものであり、

その主な内容は次のとおりである。

1 目的

外国人観光旅客が集中する地域以外の地域への外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2 外客来訪促進地域

「外客来訪促進地域」とは、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいい、「宿泊拠点地区」とは、外国人観光旅客の宿泊の拠点となる地区をいうものとする。

3 基本方針

(1) 運輸大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

(2) 基本方針においては、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項その他外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項について定めるものとする。

4 外客来訪促進計画

都道府県は、単独で又は共同して、地域の特色を生かした観光経路の設定により、外国人観光旅客の来訪を促進することが適当な地域について外客来訪促進計画を定めることができるものとする。

5 国の援助等

国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画の達成に資するため、外客来訪促進計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

6 海外における宣伝等の措置

国際観光振興会（以下「振興会」という。）は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならないものとする。

7 共通乗車船券

運送事業者は、共同で外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出を行うことができることとし、その場合には関係法令に基づく届出をしたものとみなすものとする。

8 旅行に要する費用の低廉化に資するための措置

振興会は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券及び外国人観光旅客が低廉な料金で利用できる宿泊施設等に関する情報の提供等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

9 通訳案内業法の特例

都道府県知事は、通訳案内業試験のうち一定の科目に合格し、運輸大臣の指定する研修の課程を修了した者について、地域を限定した通訳案内業の免許を与えることができるものとする。

10 接遇の向上を図るための措置

振興会は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、地方公共団体等に対して観光案内に関する助言等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

（先議）

【要 旨】

本承認案件は、千葉県の北西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第43条第1項の規定により、千葉県野田市に、関東運輸局千葉陸運支局野田自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※3	空港整備法の一部を改正する法律案	衆	9. 1.28	9. 5. 2	9. 5.15 可 決	9. 5.16 可 決	9. 4.17	9. 4.23 修 正	9. 4.24 修 正
※25	運輸施設整備事業団法案	"	2. 7	5.23	6. 3 可 決	6. 6 可 決	5. 6	5.13 可 決 附帯決議	5.15 可 決
※26	日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案	"	2. 7	5. 9	5.29 可 決 附帯決議	5.30 可 決	4. 1	4.15 可 決 附帯決議	4.17 可 決
					○9. 5. 9 参本会議趣旨説明			○9. 4. 1 衆本会議趣旨説明	
※27	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案	"	2. 7	5. 9	5.22 可 決 附帯決議	5.23 可 決	2.28	4.15 修 正 附帯決議	4.17 修 正
					○9. 5. 9 参本会議趣旨説明			○9. 2.28 衆本会議趣旨説明	
41	船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	参	2.18	3.13	3.25 可 決	3.26 可 決	5.20	6. 4 可 決	6. 5 可 決
42	内航海運組合法の一部を改正する法律案	"	2.18	3.13	3.17 可 決	3.19 可 決	3.25	6. 4 可 決	6. 5 可 決
72	外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案	衆	3.12	5.28	6.10 可 決	6.11 可 決	5.13	5.20 可 決	5.22 可 決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件	参	9. 3. 7	9. 3.13	9. 3.17 承 認	9. 3.19 承 認	9. 3.25	9. 6. 4 承 認	9. 6. 5 承 認